

令和3年第1回川場村議会定例会会議録第1号

令和3年3月4日（木曜日）

議事日程 第1号

令和3年3月4日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1番・2番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 川場村指定監護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定監護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 川場村農家住宅施設の設置及び管理に関する条例について

- 日程第18 議案第14号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 川場村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第22 議案第18号 川場村地域防災計画の策定について
- 日程第23 議案第19号 川場村小中一貫校基本構想の策定について
- 日程第24 議案第20号 村道路線の認定について
- 日程第25 議案第21号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第22号 川場村スポーツ施設（川場村国体記念館、川場村スポーツ広場）の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第23号 川場村武道館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第24号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第29 議案第25号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第26号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第27号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第28号 令和2年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第29号 令和2年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第30号 令和3年度川場村一般会計予算について
- 日程第35 議案第31号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第32号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第33号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第38 議案第34号 令和3年度川場村水道事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第35号 令和3年度川場村下水道事業特別会計予算について
- 追加日程第1 議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	宮田重雄君	健康福祉課長	小林巧君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	今井忠君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	春原久代君

事務局職員出席者

事務局長	栞原達也	書記	田中玲子
------	------	----	------

◎議長挨拶

○事務局長（栗原達也君） ただいまから、令和3年第1回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私極めてご多忙のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、一般会計及び各特別会計の新年度予算を初め、重要な案件を審議する議会があります。議会といたしましては、提出される全ての案件に対しまして十分に審議を尽くし、村民の要望を村の諸施策に反映すべく努力いたしたいと存じます。

議員各位には、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様方の格別なるご協力をお願い申し上げて、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（栗原達也君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第1回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長を初め議員各位のご出席をいただきまして、ここに開会できますことを心から御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第3波により、感染者の多い都市圏を中心に本年1月再び緊急事態宣言が発出され、営業時短要請など人の流れが抑制されたことにより、感染の押さえ込みが見られる状況となりました。しかし、気の緩みが感染拡大につながることを念頭に、新たな生活様式を継続しなければなりません。利根沼田管内でも3月1日現在59名の感染報告がありますが、川場村からはいまだに感染者はなく、村民皆様の日頃からの感染防止行動に改めて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するためのワクチン接種が医療従事者から始まり、4月からは高齢者、基礎疾患を有する者から順次接種することとなります。利根沼田地域では、沼田利根医師会をはじめとする医療機関皆様のご協力をいただき、沼田市が4月中旬から、川場村は4月下旬から6月中旬の主に日曜日の8日間で、1,061人の高齢者への2回のワクチン接種が終了する予定であります。早急なワクチン接種に努め、安心して生活できる環境整備に向けて皆様のご協力をお願い申し上げます。

川場村の将来を描く新拠点構想であります。過日2月26日に議員各位をはじめとする村内役職の皆様、そして一般参加者にご参集をいただき、川場村文化会館ホールにおいて新庁舎建設説明会を開催し、事業の必要性、コンセプト、事業概要について説明させていただきました。本年10月の工事着手、令和5年3月完成に向けて、万全を期する所存であります。

また、1年延期されたオリンピック聖火リレーが、今月31日に川場路を駆けめぐります。世紀のイベントでありますので、皆様の記憶に残るものとすべく、準備を進めているところであります。

さて、本定例会での提案案件は、条例の制定2件、条例の一部改正15件、一部事務組合の規約変更2件、一般会計及び特別会計の補正予算案6件、一般会計及び特別会計の当初予算案6件、人事案件2件、指定管理者の指定3件、その他4件、合わせて40件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、本定例会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番星野孝之君、2番飯塚貞次君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月12日までの9日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月16日、群馬県市町村会館、大会議室において、群馬県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席いたしました。

定期総会では、全国町町村議会議長会の町村議会表彰、自治功労者表彰の伝達、並びに群馬県町村

議会議長会表彰及び群馬県知事感謝状の贈呈が行われました。

議事では、令和3年度の事業計画及び一般会計予算等の議案が提出され、全て原案のとおり決定されました。お手元に表彰を受けられた方等の名簿をお配りしてございますので、ご覧いただければと思います。

去る12月23日付で、川場村監査委員から議長宛に定期監査の結果報告、及び2月22日付で行政監査報告の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） それでは、読み上げます。受理番号1番を総務文教常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

◎日程第5 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、従来の学校評議員制度を廃止し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により、川場村の小学校、中学校に学校運営協議会を設置することに伴う委員の報酬額を定めるものであります。

なお、今回の条例改正案につきましては、去る2月16日に開催された特別職報酬等審議会に諮問し、了承を得ていることを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第2号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第2号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

令和3年度より、川場村職員を東京都世田谷区へ職員派遣することに伴い、地域手当を創設するものであります。地域手当の月額、給与、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲で規則に定める割合を乗じて得た額となっております。また、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例として、防疫等作業手当額を定めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第3号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第3号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたとともに、公布の日から起算して10日を経過した日（2月13日）から施行することとされたことに伴い、川場村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第4号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第4号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

平成12年度からスタートいたしました介護保険制度であります。介護保険法に基づきそれぞれの市町村ごとに3年を一つの区切りといたしまして、「介護保険事業計画」等の見直しをすることとなっております。

今回、8期目の事業計画の見直しに伴いまして、令和3年度から5年度までの3年間にわたり第1号被保険者であります65歳以上の方から徴収する保険料の改正を行うものであります。

今回の改正では、基準額となります「第5段階」の保険料を、これまでの年額8万1,600円から11.76%増額となる9万1,200円とするものであります。

なお、本案につきましては去る2月25日に開催された川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第5号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第5号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、テレビ出羽装置等活用して会議ができる旨の規定、運営規定等の掲示に係る見直し、記録の保存等に係る見直し等の改正が必要であることから提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第6号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第6号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、テレビ電話装置等活用して会議ができる旨の規定、運営規定等の掲示に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、オペレータの配置基準等の緩和等の改正が必要であることから提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第7号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第7号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、テレビ電話装置等活用して会議ができる旨の規定、運営規定等掲示に係る見直し、記録の保存等に係る見直し等の改正の必要があることから提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日に開催されまし高和田村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第8号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第8号 川場村指定地域密着型介護予

防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、テレビ電話装置等活用して会議ができる旨の規定、運営規定等の掲示に係る見直し、記録保存総に係る見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の改正が必要であることから提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第9号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第9号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

放課後児童クラブの入所要件として、保護者の疾病等の理由により児童が適切に監督保護を受けられない場合においても入所可能とすることから、川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号 川場村放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

オンライン資格確認等の実施に伴い健康保健法等の一部が改正されたことに伴い、川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第11号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第11号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村では、子育て支援対策として出生に伴い支援金の支給を行っておりますが、近年出生されるお子さんが10名から15名程度と減少しており、この対策といたしまして第5子目以降を出産する家庭への経済的援助を手厚くすることから、川場村子育て支援金支給条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

小口資金を含む県制度融資に係る返済負担軽減の特例措置につきまして、令和3年3月末で廃止となる予定ですが、廃止後も売り上げ減少等の要件を満たす場合の借款制度を継続して実施していくために改正するものであります。

また、本条例中の「中小企業者」の定義につきまして、文言の整理のため、併せて改正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号 川場村農家住宅施設の設置及び管理に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、議案第13号 川場村農家住宅施設の設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第13号 川場村農家住宅施設の設置及び管理に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、川場村農家住宅の設置に当たり、地方自治法において普通地方公共団体は公の施設の設置

及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされていることから、本条例を提案するものであります。

施設の概要につきましては、木造平屋建て4 2坪、最小3畳から最大1 5畳の和室4部屋、洋室1部屋で構成されており、業務といたしましては農業の体験を通じた都市住民と村民との交流活動を推進し、地域の活性化を図るため、川場村農家住宅の設置を行うものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1 3号 川場村農家住宅施設の設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第1 8 議案第1 4号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第1 8、議案第1 4号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第1 4号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本件の主な改正内容といたしましては、村営川場牧場の位置につきまして、条例上明確な表示がなされていなかったこと、また詳細な事項について規則で定めることとするため、条例改正を提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎日程第19 議案第15号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、議案第15号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第15号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村ライスセンターの利用料につきましては、平成26年度より定額にて据え置いておりましたが、令和元年度の消費税率の増加、及び機械の老朽化に伴うメンテナンス費用が増加している状態にあります。施設の利用料金は、施設を維持、管理する上でも極めて重要な収入となっております。

よって、このたびライスセンターの利用料金を改正し、施設の安定した運営を図るため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号 川場村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 1 6 号 川場村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2 0、議案第 1 6 号 川場村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 1 6 号 川場村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案は、川場村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例から、川場村武道館を削除する改正を行うものであります。

本条例で定められているスポーツ施設については、指定管理者が利用者から使用料を徴収し、それを村の歳入に繰り入れる使用料料金制を採用しておりますが、武道館につきましては使用料を指定管理者の収入とする利用料金制に変更するため、本条例から削除いたします。

武道館は、現在 N P O 法人川場村スポーツクラブが指定管理者として管理運営を行っておりますが、利用料金制を取るにより自主的な経営努力を發揮しやすくなるとともに、より効果的で効率的なサービスの提供も可能となるなど、非営利事業として展開している各種教室の充実がより一層図れるものと期待しております。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 1 6 号 川場村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第21、議案第17号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第17号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村武道館について利用料金制での指定管理を行うため、新たに川場村武道館の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号 川場村地域防災計画の策定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第22、議案第18号 川場村地域防災計画の策定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第17号 川場村地域防災計画の策定について、提案説明を申し上げます。

平成25年度に策定した川場村地域防災計画が6年を経過したため、国県の防災計画と整合性を保つために、新たに川場村地域防災計画を策定するものであります。

地域防災計画の章節単位での担当課を明記し、職員の活動体制を明確化し、災害時の即応体制に備えたものとなっております。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号 川場村地域防災計画の策定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号 川場村小中一貫校基本構想の策定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第23、議案第19号 川場村小中一貫校基本構想の策定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第18号 川場村小中一貫校基本構想の策定について、提案説明を申し上げます。

少子化の進展による将来的な児童生徒の減少への対応や、教育の質の充実を図るために、これまで小中一貫校についての研究や先進校等の視察を行ってまいりましたが、校舎一体型小中一貫校の開設に向けて本格的な準備を進める必要があることから、ここで改めて基本構想を策定し、議員皆様のご承認をいただきたく、ご提案申し上げます。

スケジュールといたしましては、令和7年の4月に校舎一体型の義務教育学校を開設して、切れ目のない9年間の教育を推進し、指導の一貫性や学びの連続性、異学年交流の常態化などを重視しながら

ら「川場ふるさと人材」の育成を目指します。

また、具体的には小学校6年間、中学校3年間という学校種ごとの枠組みを基にしながら、前期4年・中期3年、後期2年の3つのステージに区分し、各ステージの最高学年の子供たちがそれぞれのステージ内の最上級生としてリーダーシップを発揮できるよう教育課程を編成いたします。

また、五、六年生における一部の教科においては、中学生と同様に教科担任制の授業を実施し、授業の質の向上を図るとともに、自らに自信を持ち、存分に力が発揮できるよう「望ましい自己肯定感」の育成を図ってまいります。

施設、設備につきましては、現在の小学校校舎を一部改修するとともに、必要に応じて増築し、小中一貫校の校舎として使用します。また、校庭は現役場庁舎の敷地まで拡張するとともに、川場村体育館を早期に建て替え、第二かいいくかんを建築する計画となっております。

議員皆様方には、ご理解とご協力をいただきますよう切にお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号 川場村小中一貫校基本構想の策定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号 村道路線の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第24、議案第20号 村道路線の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第20号 村道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

谷地富士山地区において、群馬県による河川整備が実施されました。それに伴い、橋梁が1本新設され、このたび群馬県より正式に移管されたこと、及び太郎地区において農家住宅への進入路が完了したことに伴い、2路線を道路法第8上第2項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号 村道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第21号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第25、議案第21号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117上の規定により、1番星野孝之君の退場を求めます。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第21号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定につきまして、提案説明を申し上げます。

この指定は、「川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条の規定に基づき、公募によらずに候補者の選定を行うものであります。

今回は、本年1月24日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、株式会社雪ほたかが選定されました。

株式会社雪ほたかは、過去2期の実績と生産者からの信頼も厚く、適任と思われまます。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号 川場村ライスセンターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1 番星野孝之君の入場を許します。

◎日程第26 議案第22号 川場村スポーツ施設（川場村国体記念館、川場村スポーツ広場）の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第26、議案第22号 川場村スポーツ施設（川場村国体記念館、川場村スポーツ広場）の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第22号 川場村スポーツ施設（川場村国体記念館、川場村スポーツ広場）の指定管理者の指定につきまして、提案説明を申し上げます。

この指定は、「川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条の規定に基づき、公募によらず候補者の選定を行うものであります。

今回は、本年2月4日に開催された川場村指定管理者選定委員会においてホテル田園プラザを含む周辺施設の指定感謝である株式会社田園プラザ川場が選定されました。

川場村国定記念館及び川場村スポーツ広場とホテル田園プラザ周辺の施設を一体的に管理することで、利用者の利便性の向上と予約管理、収納業務等の効率化が図られるものと期待をしているところであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号 川場村スポーツ施設（川場村国体記念館、川場村スポーツ広場）の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第23号 川場村武道館の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第27、議案第23号 川場村武道館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番丸山敏雄君の退場を求めます。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第23号 川場村武道館の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

この指定は、「川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条の規定に基づき、公募によらず候補者の選定を行うものであります。

今回は、本年1月24日に開催された川場村指定管理者選定委員会においてNPO法人川場村スポーツクラブが選定されました。

NPO法人川場村スポーツクラブは、指定管理者として2期6年の運営実績があります。その間スポーツ交流事業やイベントの企画を展開、川場村の介護予防事業等を受託し健康教室を実施するなど、スポーツによる川場村の地域活性化と村民の健康増進、体力向上に努めております。

今回指定をするに当たり、利用料を指定管理者の収入とできる利用料金制を採用することで、自主的な経営努力を発揮しやすく、より効果的かつ効率的なサービスが提供可能となり、非営利事業として行っていた各種教室のさらなる充実に期待をしているところであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、議案第23号 川場村武道館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
3番丸山敏雄君の入場を許します。
ここで暫時休憩します。10時40分までとしたいと思います。

午前10時07分休憩

午前10時40分再開

○議長（小菅秋雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第28 議案第24号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第28、議案第24号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第6号）
についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第24号 令和2年度川場村一般会計
補正予算（第6号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,525万9,000
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,840万4,000円とするもので
あります。

歳入は、村税432万8,000円、地方消費税交付金500万円、地方特例交付金300万円、
地方交付税54万1,000円、使用料及び手数料32万3,000円諸収入373万5,000円、
村債9,231万4,000円を追加し、環境性能割交付金300万円、国庫支出金564万円、県
支出金1,006万円、財産収入40万円、寄附金450万円、繰入金2億2,190万円を減額計
上いたしました。

次に歳出ですが、歳出全般において職員給料及び職員手当など不用になった予算の更正減を行いま
した。また、事業費の確定に伴う減額も行っております。

主なものとしては、第1款議会費は109万3,000円を減額計上いたしました。

第2款総務費は5,176万3,000円を減額計上いたしました。企画費のふるさと納税特典経費、新拠点構想推進費の大規模開発申請業務委託料、及び自律分散型地域エネシステム構築支援事業計画策定業務委託料の減額、一般管理費の世田谷区派遣職員人件費、財産管理費の基金積立金、村活性化推進費の聖火リレー関連経費、生活支援対策事業費の新型コロナ対策用備品購入費が増額であります。

第3款民生費は973万3,000円を減額計上いたしました。老人福祉費の特別会計繰出金は増額であります。

第4款衛生費は490万5,000円を減額計上いたしました。健康増進費の各種検診委託料の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は新たに目を設け、331万7,000円の増額であります。

第6款農林水費は、1,626万円を減額計上いたしました。林業振興費のモデル事業委託料及び補助金の減額であります。

第7款商工費は522万6,000円を減額計上いたしました。観光費の観光パンフレット増刷費、工事請負費の減額、設計関係委託料、備品購入費の増額であります。

第8款土木費は1,041万3,000円を減額計上いたしました。道路新設改良費の設計積算業務委託料、道路改良工事請負費、公共下水道事業費の繰出金の減額であります。

第9款消防費は496万1,000円を減額計上いたしました。非常備消防費の訓練旅費の減額であります。

第10款教育費は1,800万5,000円を減額計上いたしました。小学校費、中学校費、文化会館費の電気料の減額であります。

第12款公債費は1,390万円を減額計上いたしました。地方債元利償還金の減額であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を行います。

総務課長

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和2年度川場村一般会計補正予算（第6号）の細部説明をいたします。

令和2年度川場村一般会計補正予算（第6号）では、歳入歳出それぞれ1億3,625万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ35億7,840万4,000円とするものであります。

繰越明許費といたしまして、翌年度に繰越しのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によります。

また第3条では、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるものでございます。

6ページをご覧ください。6ページでは、「第2表 繰越明許費」でございます。

2款総務費1項総務管理費川場村拠点構想地質調査事業850万円、同じく総務管理費役場庁舎新築工事に伴う実施設計事業1億3,959万円。3項戸籍住民基本台帳費社会保障・税番号制度システム整備事業128万2,000円。

8款土木費2項道路橋りょう費村道谷地生品線道路改良事業2億8,899万9,000円。谷地橋補修事業2,159万9,000円。橋梁点検事業770万円。

計4億6,767万円を繰越明許費といたします。

7ページでは、「第3表 地方債補正」1.追加といたしまして、減収補填債511万4,000円、公共施設等適正管理推進事業債8,070万円、庁舎設計に充てるものでございます。学校教育施設等整備事業債660万円、これはGIGAスクール関連事業に充てるものでございます。

2変更といたしまして、緊急自然災害防止対策事業債、補正前の額が460万円、補正後の額が450万円でございます。これは、県単治山事業の負担金に充てるものでございます。

8ページをご覧ください。8ページでは、歳入歳出予算事項別明細書となっております。

歳入、補正前の額37億1,466万3,000円。補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額はマイナス1億3,625万9,000円で、歳入合計を35億7,840万4,000円とするものであります。

9ページをご覧ください。9ページは歳出となっております。補正前の額37億1,466万3,000円でございます。各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計はマイナスの1億3,625万9,000円で、歳出合計を35億7,840万4,000円とさせていただきます。

補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金がマイナス1,570万円、地方債9,231万4,000円、その他マイナスの4,471万5,000円、一般財源マイナス1億6,815万8,000円となっております。

それでは、次ページをご覧ください。歳入でございますが、まず補正予算第6号では、事業実施に伴いまして確定した予算の調整を行ったものです。したがって、ほとんどの項目で更正減となっております。

1款1項でございますが、2目の法人では法人税割が600万円の増額となっております。また、1款2項1目固定資産税においても、滞納繰越分が110万円の増額となっております。1款4項村たばこ税については、258万2,000円の減額となっております。

そして、11ページに入りまして入湯税でございますが、入湯税についても529万円の減額となっております。

そして、ページ飛んで13ページでございますが、15款2項1目総務費国庫補助金でございますが、この中に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金マイナスの1,000万円でございますが、こ

これは新拠点構想地内で当初100%新エネルギーでの対応を予定しておりましたが、リスク管理・コストを考えまして、100%新エネルギーでなく40%分を新エネルギーとすることといたしました。そうしたことによって100%でなくなったため、この補助事業に該当しなくなったということで、マイナスの1,000万円を計上いたしました。

2つ飛んで、3目衛生費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございますが331万7,000円、これは国庫10分の10でございます。過日の全員協議会で、担当課長から説明させていただいたとおりとなっております。

15ページをご覧ください。15ページ16款2項1目総務費県補助金の中の群馬県移住支援事業費補助金マイナスの225万円でございますが、これは該当がなかったため全額を更正減しております。

また、その下の4目農林水産業費県補助金の中の1節農業費補助金の一番下の欄のはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金114万6,000円のマイナスでございますが、これは補助金申請をいたしました但採択にならなかったため更正減となっております。

続きまして、16ページでございます。16ページ中ほどに18款1項2目総務費寄付金でございますが、ふるさと寄付金をマイナス600万円としております。補正前の額5,000万円ございましたので、ここでマイナス600万円いたしましてふるさと寄付金の総額が4,400万円となるものでございます。

また、その下の財政調整基金繰入金でございますが、補正前の額で1億8,000万円を見込んでおりましたが、今回の補正で全額を更正減いたしまして財政調整基金の繰入れはなしということでございます。

17ページのほたかの里基金繰入金ですが、補正前の額が2,800万円、今回200万円を更正減することによりまして2,600万円となります。

また、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、補正前の額が430万円でございますが、今回100万円を追加し440万円となります。

役場庁舎整備基金繰入金につきましては、補正前の額1億1,000万円ございましたが、今回の補正で4,000万円を減額し、役場庁舎整備基金の繰入金を7,000万円とするものでございます。

17ページの一番下に、21款5項1目受託事業収入といたしまして、後期高齢者医療広域連合受託事業収入ということで447万5,000円の追加でございます。これは、健康福祉課で広域連合の仕事を受託したことによります人件費分の諸収入ということになっております。

続いて18ページになりますが、18ページにつきましては先ほど第3表で説明したとおりでございますので、ここでは割愛させていただきます。

19ページになりますと、歳出になります。まず歳出全般におきまして、各項目において確定した

予算額の調整を行ったもので、ほとんどの項目で更正減となっております。また、コロナ感染症によりまして事業の縮小、または事業の中止等によるものが多くなっております。

それでは、21ページをご覧ください。21ページ中ほどに、11役務費20万円の追加借家手数料ということで、先ほどの議題の中でもありましたように令和3年度から川場村職員を世田谷区へ派遣いたします。そのアパートといいますか住居の不動産仲介料といたしまして20万円を追加させていただきます。4月になってから住居を探すのはちょっと難しいということから、本年3月から住居の手当を考えております。

1つ飛んで13使用料及び賃借料でございますが、ここに借家料30万円が追加されておりますが、家賃・敷金・礼金がここに含まれております。

続きまして22ページでございますが、22ページの一番上の欄に世田谷区派遣職員人件費負担金930万円とあります。これは、現在世田谷区から派遣を受けている職員の給料・手当・共済費等の負担分となっております。令和3年度以降は、川場村・世田谷区双方の交流となりますので、令和3年度以降この負担金は生じません。

そして、財産管理費の14工事請負費マイナスの60万円となっておりますが、防犯カメラ設置工事請負費を予定しておりましたが、防犯カメラの設置はございませんでした。

続いて23ページの一番上になりますが、その他基金積立金が3,500万円、これは全額財政調整基金への積立金となっております。

そして、4企画費10需用費ふるさと納税特典経費290万2,000円が減額されておりますが、収入のところでも説明しましたがふるさと寄付金の減額が見込まれることから、これも減額しております。

続いて24ページでございますが、7村活性化推進費の中で本年3月31日に行われます聖火リレーに関する経費がこの村活性化推進費の中で計上されております。

そして1枚飛びまして、26ページをご覧ください。26ページの一番下に11目新拠点構想推進費がございます。その中で、12委託料4,590万円の減額でございますが、内訳といたしますと大規模開発申請業務委託料、補正前の額が5,000万円ございまして、補正3,790万円を減額することによりまして、大規模開発申請業務委託料が1,210万円の事業費で行われたということでございます。

27ページの一番上では、自立・分散型地域エネシステム構築支援事業計画策定業務委託料マイナスの800万円でございますが、これも歳入のところでも説明させていただきましたが、新拠点構想地内で新エネルギー100%がかなわなかったために、歳入を1,000万円減額いたしました。ここで、新拠点でのエネルギーの利用計画策定ということで、補正前の額1,000万円ありましたが、800万円を減額いたしまして、200万円での新たなエネルギーシステムの計画を策定することになっております。

12目生活支援対策事業費の中では、コロナ対策といたしまして需用費では消毒用アルコール購入40万円、蛍光抗体検査装置用検査キット、これは50セットを用意いたします。33万円でございます。

また、17備品購入費では非接触温度測定器購入費280万円でございますが、役場の玄関にあるものと同様のもの保健センター・学童クラブ・資料館等に配置していく予定でございます。10台購入予定でございます。施設備品といたしまして、蛍光抗体検査装置購入費135万円、先ほどの検査キットを調べる本体の機械の購入費でございます。

そして、18負担金補助及び交付金でございますが、一番上にあります家計急変学生等支援事業補助金でございますが、補正前の額が915万円ございました。ここで329万5,000円を減額することによりまして、家計急変事業が585万5,000円で実施されたこととなります。高校1年生27人に5,000円、高校2・3年生61人に2万円、大学生90人に5万円が補助されたことになっております。

続きまして、ページが大分飛んで恐縮でございますが32ページ3目老人福祉費、中ほどにございます7報償費敬老会記念品マイナス138万6,000円でございますが、これはコロナ感染症によりまして従来の敬老会を規模縮小して開催したことによりまして、記念品等の減額が発生しております。

また、33ページ中ほどにあります14節工事請負費でございますが、デイサービスセンター補修工事といたしまして200万8,000円を計上させていただきました。これは、デイサービスセンターの床暖房用のボイラーが更新を必要とするために、予算を計上させていただきました。

続いて34ページでございますが、34ページの一番上に介護保険事業特別会計繰出金といたしまして426万8,000円を追加させていただきます。

それから、また大分飛んで恐縮でございますが、40ページをご覧くださいませでしょうか。40ページ4款衛生費の11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費でございますが、ここで訂正しておわびさせていただきたいと思いますが、この5目の事業費名のところで「確保事」で止まっておりますが、「確保事業費」ということで印刷し切れていなかった部分がありますので、訂正しておわびいたします。「体制確保事業費」でございます。よろしく願いいたします。

この確保事業費につきましては、補正前の額はゼロ円でございますが、補正額331万7,000円、これも過日の全員協議会で担当課長から説明させていただいたとおりとなっております。よろしく願いいたします。

43ページをご覧ください。43ページ農業費の中ほどに12委託料がございます。委託料の中の一番上の農家住宅改築工事設計管理業務委託料23万2,000円の追加。

また、2つ飛びまして14工事請負費の農家住宅改修工事139万2,000円の追加、これにつきましても過日の全員協議会で担当課長より説明させていただきました。

そして44ページになりますが、44ページの一番上の四角の一番下にはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金114万7,000円が更正減されておりますが、これも歳入のところで説明いたしましたがいも掘り機を補助する予定でございましたが、採択にならなかったために更正減となっております。

46ページでございます。林業振興費12委託料その他委託料といたしまして、モデル事業森林整備事業費といたしまして地拵え・植栽、また獣害防止柵設置がそれぞれ169万1,000円き減額、247万円の減額となっておりますが、これは事業費全ての減額しております。その理由といたしまして、コロナ感染症によりまして木材価格の低迷によりこの時点で木材を切るのは価格的に好ましくないということで村有林を伐採できなかったために、この事業が実施できなかったというものでございます。実際に伐採できていたならば、その伐採跡地を地拵え、また新たな植栽、そのための獣害防止柵の設置が必要となっていたわけですが、伐採にならなかったためにここで事業費の減額となっております。

同様に、15原材料費でも伐採後の苗木代として67万円を予定しておりましたが、伐採にならなかったために67万円を全額減額しております。

続きまして49ページでございますが、49ページ中ほどに17備品購入費118万4,000円の追加でございますが、レンタル用電動自転車等購入費ということでございますが、補正前の額で自転車用の既製品の車庫3棟分を予定しておりましたが、それには上物しか予算化されておらず、その基礎代金が含まれていなかったために、その基礎工事部分を今回補正させていただきました。車庫3棟分の基礎代でございます。

それから、50ページになります。50ページ道路維持費の中の12委託料、一番下で村道除雪作業委託料300万円を追加させていただきました。当初分の除雪作業委託料がほぼ消化されたために、今回300万円を追加させていただきました。

続きまして52ページでございますが、非常備消防費の中の8旅費でございますが、訓練旅費が147万8,000円計画されておりますが、令和2年度はポンプ操法大会及び秋季点検が実施されなかったために、消防団員の訓練旅費が減額補正されております。

続きまして、55ページでございます。55ページの中ほどに17備品購入費、新型コロナ対策備品購入費72万6,000円計上させていただきました。これは、小中学校の映像配信システムということになっておりまして、3密防止対策として各教室で体育館の式典等が見られるものとなっております。コロナの補助金を活用して、行う事業となっております。

そして、56ページになります。56ページ中ほどの10需用費機械機具修繕費が55万円追加となっております。これは、小学校のチャイム等放送機具が修繕を必要とすることから、55万円を追加させていただきました。

また、その下の17備品購入費でも、施設備品購入費といたしましてファンヒーター1台、そして、

また障害児用の椅子を1台購入予定でございます。

58ページになります。58ページ社会教育総務費の中の需用費印刷製本費でかわばカルタ印刷製本費49万5,000円の追加でございますが、小学校入学時に新1年生にかわばカルタをプレゼントしているわけですが、かわばカルタの予備といえますか、手持ちの量が減ったために新たに追加印刷製本するというところでございます。

59ページの10需用費中ほどでございますが、文化会館等修繕費ということで16万5,000円追加、これは文化会館の避難誘導灯の修繕でございます。

60ページになりますと、上から2番目14工事請負費資料館玄関ホール開口部壁新設工事が12万3,000円の追加、これは資料館の玄関のところに風よけの壁を設置するものでございます。

61ページ中ほどに13使用料及び賃借料10万1,000円ということで、太郎運動広場借地借上料50万1,000円でございますが、これは新たに面積を増やしたのではなく、相続の関係で契約できなかったために前年度分1名分を計上させていただきました。

以上、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第6号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第25号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第29、議案第25号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第25号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,162万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,031万円とするものであります。

歳入の主なものは、被保険者数の減少や所得の減少により、保険税が586万円の減額となり、新型コロナウイルス感染症の影響による保険給付費の減少により、都道府県支出金を4,863万7,000円の減額、保険料等の補填として基金繰入金1,284万2,000円を追加するものであります。

次に主な歳出であります。新型コロナウイルス感染症の影響による保険給付費4,268万9,000円、保険事業費348万円をそれぞれ減額、保険給付費の支出予測が困難であるため予備費400万円を追加するものであります。

なお、本件につきましては去る2月25日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第25号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第26号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第30、議案第26号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第26号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,403万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料114万7,000円の追加、国庫支出金1,132万円、支払基金交付金47万7,000円及び県支出金60万8,000円をそれぞれ減額し、繰入金を1,066万4,000円追加するものであります。

なお、減額された国庫支出金等につきましては、保険給付費の実績確定後に交付される予定でございます。

次に主な歳出であります。要支援及び要介護認定者の変動等に対応するため、保険給付費399万3,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止で地域支援事業費358万4,000円を減額するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第27号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いて

○議長（小菅秋雄君） 日程第31、議案第27号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第27号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,775万3,000円とするものであります。

歳入であります。保険料218万8,000円、繰入金110万3,000円、国庫支出金35万9,000円をそれぞれ減額し、諸収入91万3,000円を追加するものであります。

次に主な歳出であります。総務費97万2,000円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い176万5,000円を減額するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第27号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第28号 令和2年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第28、議案第23号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第28号 令和2年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,854万9,000円とするものであります。

歳入であります。水道新規加入金を110万円、水道使用料を59万9,000円、雑入を7万8,000円それぞれ増加し、水道事業債を210万円減額するものであります。

歳出につきましては、総務管理費を328万4,000円減額し、一般管理費を274万7,000円、営繕費を21万4,000円それぞれ増加するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第28号 令和2年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第29号 令和2年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第33、議案第29号 令和2年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第29号 令和2年度川場村下水道事

業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ563万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,988万5,000円とするものであります。

歳入であります。下水道使用料を19万円、雑入を1万7,000円それぞれ増加し、土木費補助金を9万円、一般会計繰入金を205万4,000円、下水道事業債を370万円それぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、業務管理費を239万4,000円、建設事業費を324万3,000円それぞれ減額するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月25日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑してください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号 令和2年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第30号 令和3年度川場村一般会計予算について

◎日程第35 議案第31号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第36 議案第32号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第37 議案第33号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第38 議案第34号 令和3年度川場村水道事業特別会計予算について

◎日程第39 議案第35号 令和3年度川場村下水道事業特別会計予算について

○議長（小菅秋雄君） 日程第34、議案第30号 令和3年度川場村一般会計予算についての件か

ら、日程第39、議案第35号 令和3年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件を一括審議いたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第30号 令和3年度川場村一般会計補正予算について、提案説明を申し上げます。

川場村第4次総合計画に掲げたむらづくりの施策の実現を目指し、村の基本方針である「農業プラス観光」に「環境」を加えた新たな施策の推進を図るとともに、新庁舎建設事業に重点を置いた予算編成いたしました。

さて、令和3年度の一般会計当初予算の総額は36億97万6,000円で、前年度に比べ24.1%、6億9,984万8,000円の増であります。

歳入の内訳を財源別で見ますと、村税等の自主財源が10億1,261万7,000円で、歳入全体の328.1%となります。

地方交付税や国庫支出金等の依存財源が25億8,835万9,000円で、71.9%を占めております。依然として厳しい財政状況に変わりはありませんが、村税やふるさと寄付金を中心とする自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、歳出の内訳を性質別に見ますと、地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費である義務的経費が10億767万4,000円で、歳出全体の28%、普通建設事業費などの投資的経費が11億9,321万3,000円で、33.1%、その他の経費が14億8万9,000円で、38.9%を占めています。投資的経費は、新たに役場庁舎建設事業を予定していることから、前年度比156.4%の増となりました。

具体的な項目に入りますが、歳入では村税が3億6,018万3,000円の計上であります。収納実績を勘案し、前年度比0.8%の減であります。

地方交付税は、10億8,000万円の計上で、前年同額であります。

国庫支出金は、3億7,329万1,000円の計上で、25%の減、金額にして1億2,430万円の減であります。社会資本整備総合交付金等の減によるものであります。

県支出金は、2億5,675万3,000円の計上で、8,032万5,000円、45.5%の増であります。農地耕作条件改善事業交付金の増によるものであります。

寄附金は、6,593万7,000円で、43.1%の減であります。企業版ふるさと寄附金の減によるものであります。

繰入金は、4億1,970万円の計上で、24.9%の増であります。財政調整基金、役場庁舎整備基金等の繰入れを計上いたしました。

村債は、9億1,980万円で、442%の増であります。役場庁舎建設に対しての公共施設等適

正管理推進事業債、一般事業債等を予定しております。

歳出であります。主なものを説明いたします。

総務費では、ふるさと寄附金に伴う返礼品代や関係経費、役場庁舎建設設計監理委託料、役場庁舎建設工事請負費、新拠点構想用地購入費、衆議院議員総選挙費などを計上しました。

民生費では、社会福祉事業委託料、認定こども園運営費補助金などを計上しました。また、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業、それぞれの特別会計への繰出金1億6,088万5,000円を計上しました。

農林水産業費では、農道や水路整備のための小規模土地改良事業、上宿原地区土地改良事業、竹林整備事業などを計上しました。

商工費では、企業誘致奨励金、施設管理委託料を計上いたしました。

土木費では、除雪機購入費を計上しました。また橋梁補修工事、下水道事業特別会計への繰入金1億5,491万9,000円を計上いたしました。

教育費では、中学生海外派遣交流代替事業補助金を計上しました。

次に、議案第31号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

日本の医療保険制度の中核として、国民健康保険制度は地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしているところでございます。平成30年度から国民健康保険の財政運営を群馬県が担っており、県内での保険料統一を見据え、本年度より算定方法を4方式から3方式へ変更を行い、初年度の年となります。現在、県内のどこに住んでいても同じ所得で同じ世帯構成であれば、同じ保険税率にすることを目標に協議を進めております。

さて、令和3年度の予算であります。保険給付費等の支払い状況及び予定できる財源をもとに、歳入歳出予算の総額を3億7,867万4,000円といたしました。これは、前年度当初予算と比較して13.3%の減となり、金額にして5,831万3,000円の減額となります。

主な歳入では、国民健康保険税8,865万6,000円で、936万8,000円の減。

都道府県支出金2億5,821万3,000円で、4,787万円の減で、要因といたしましては被保険者の減少や新型コロナウイルス感染症の影響が予想されるための減額となります。

歳出であります。歳出予算の67.1%を占める保険給付費が2億5,400万6,000円、前年度に比べ4,474万円の減額となります。

国民健康保険事業納付金については、新型コロナウイルス感染症の影響で1億602万円を計上しました。

以上が令和3年度予算の概要であります。生活習慣病を予防するための食生活の改善や、病気を事前に予防するための保健事業に力を入れ、医療費の削減に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いするところであります。

次に、議案第32号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

介護保険事業は、介護を必要とする方を社会全体で支え、利用者の選択による総合的なサービスを安心して受けられる制度として平成12年に発足いたしました。

また、令和2年度に第8期介護保険事業計画の策定を行いました。

さて、令和3年度の予算であります。第8期介護保険計画を基に保険給付費等の状況を踏まえ、歳入歳出予算の総額を4億7,474万3,000円といたしました。これは、前年度当初予算と比較して約5.2%、金額で2,358万4,000円の増額となります。

主な歳入では、介護保険計画の保険料変更に伴い、介護保険料が9,846万8,000円で、前年度に比べ8.9%、金額にして806万5,000円の増額となっております。

国庫支出金支払基金交付金、県支出金、繰入金の増額は、保険給付費の増加によるものであります。

歳出であります。歳出全体の89%を占めております保険給付費であります。介護保険事業計画及びサービス需要の実績から4億2,449万5,000円、前年度に比べ2,588万8,000円の増額となっております。地域支援事業費についても、前年度に比べ6.2%、金額にして196万3,000円の増額となっております。この保険給付費を村の要介護及び要支援認定者の利用額に換算してみますと、1人当たり年額でおよそ199万3,000円となるものであります。

このように、保険給付費は今後の高齢化の進行により年々増加傾向にありますが、介護が必要となっても、できる限り自立した生活ができるよう、介護保険を利用される高齢者の皆さんに信頼される介護保険事業であるよう今後とも努力してまいりたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第33号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

平成20年度から発足し、高齢者医療を支えている後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出ともに予算の総額を前年度比3.2%の増となる9,072万5,000円といたしました。

主な歳入であります。75歳以上の被保険者の方から納めていただきます保険料が3,123万9,000円であり、前年度に比べて174万円の増額となっております。この保険料の負担割合は、県内の市町村全て同率となっております。村内の被保険者が納めることになる1人当たりの保険料に換算してみますと、年間でおおよそ5万6,600円になります。

歳出であります。事務費分となる総務費の446万6,000円を除きますと、残りの予算額のほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金が8,580万8,000円となるものであります。

以上が令和3年度予算の概要であります。今後もこの制度が現役世代と高齢者がともに支え合う医療制度として村民の福祉と健康の増進につながりますよう、ご指導とご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第34号 令和3年度川場村水道事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。水道事業の推進については、生活用水の安定供給と安全な飲料水確保のため、今後、長寿命化計画を策定して施設及び管路の維持に努めてまいりたいと思います。

さて、令和3年度の予算であります。総額で4,299万2,000円となり、対前年度比マイナス22%で、1,212万7,000円の減額となります。

歳入であります。主な財源は水道使用料が3,481万8,000円で、歳入総額の80%を占めております。そのほか、一般会計繰入金を71万3,000円、水道事業基金繰入金を583万円計上いたしました。

歳出の主な内容ですが、金山平浄水場等施設運転管理経費として1,105万5,000円、料金徴収システム使用料として458万1,000円、修繕工事費・工事請負費699万6,000円を計上しました。

また、公債費の地方債元利償還金142万6,000円を計上しました。

なお、不測の事態に備えて、予備費に100万円を計上しております。

次に、議案第35号 令和3年度川場村下水道事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

下水道事業の推進については、平成4年度から開始された管渠整備はほぼ完了に至っております。

今後においては、埋設された管渠や浄化センター及びポンプ施設の維持管理業務に努めてまいりたいと思います。早期に整備された施設や機械器具については、耐用年数を迎えるものもあることから、平成28年度から国の補助を受け、施設の長寿命化計画の策定に着手し、令和3年度においても継続して実施を行います。国の法改正によりまして、公営企業会計への移行を令和6年度までに実施したいと考えております。

また、あわせて下水道事業特別会計のさらなる健全化に向けて、加入率の向上に取り組みたいと考えております。

さて、令和3年度の予算であります。総額で1億9,632万円となり、対前年度比12.9%、額にして2,920万2,000円の減額であります。

歳入であります。下水道使用料2,973万円、下水処理場電気設備改修等に伴う国庫補助金を1,000万円計上いたしましたが、主たる財源は一般会計からの繰入金1億5,491万9,000円となっております。歳入の総額の84%が特定財源に依存する状況となっております。

歳出の主な内容ですが、処理場管渠管理費として4,742万2,000円、建設事業費として下水道長寿命化計画に基づく処理場の電気設備改修費など2,505万円を計上しました。また、地方債の元利償還金として1億2,137万1,000円を計上しました。

今後も、未加入者の加入促進を図り、自主財源の確保に努めるとともに、水源地域であることを自覚し、水質保全と生活環境整備のための事業を進めてまいります。

なお、後期高齢者医療特別会計以外の特別会計予算につきましては、去る2月25日に開催されました各種運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、細部につきましては担当課長から説明を申し上げます。

よろしく審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、村長より発言の申出がありましたので、これを許します。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 先ほどの議案第30号の提案説明で、令和3年度川場村一般会計補正予算と申し上げましたが、令和3年度一般会計予算でありました。訂正して、おわびを申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を行います。総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和3年度川場村一般会計予算の細部説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

令和3年度川場村の一般会計予算は、次に定めるところによります。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億96万7,000円と定める。

第2条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条 一次借入金の借入額の最高額は、3億円と定めるというところでございます。

7ページをご覧ください。7ページでは「第2表 債務負担行為」。

土地開発公社に対する債務保証、令和3年度以降事業費借入金償還期間の満了の日まで、4億1,000万円を限度額といたします。

役場庁舎建設事業、令和3年度から令和4年度まで、13億350万円を限度額といたします。

続いて、8ページをごらんください。「第3表 地方債」。

臨時財政対策債6,400万円、公共施設等適正管理推進事業債4億9,510万円、これは役場庁舎建設に充てるものでございます。一般事業債3億4,200万円、この内訳といたしまして、庁舎整備に4,200万円、用地購入に3億円、緊急自然災害防止対策事業債300万円、これは治山事業負担金でございます。公共事業等債1,570万円、内訳といたしますと除雪機の購入に900万円、橋梁修繕に670万円、合わせまして9億1,980万円の地方債を起こします。

11ページをご覧ください。11ページでは、歳入歳出予算事項別明細書となっております。

歳入ですが、1村税今年度予算3億6,018万3,000円、前年度比0.8%の減となっております。10の地方交付税ですが10億8,000万円、これは前年同額となっております。14国

庫支出金2億915万4,000円、前年度比44%の減でございます。15県支出金2億5,675万3,000円、前年度比44.5%の増でございます。17寄付金今年度予算6,593万7,000円、43.1%の減でございます。18繰入金4億1,970万円、24.9%の増となっております。

12ページをご覧ください。村債は9億1,980万円、これは前年度比442.0%の増と、大幅に増えております。

歳入合計36億97万6,000円、前年度予算額29億112万8,000円、比較6億9,984万8,000円で、前年度比24.1%の増となっております。

13ページでは、歳出でございます。本年度予算額36億97万6,000円、前年度予算額29億112万8,000円、比較6億9,984万8,000円の増となっており、率としますと24.1%の増となっております。

この中で、特に2総務費の今年度予算16億681万2,000円に対し、前年度は6億5,388万8,000円で、比較いたしますと前年度よりも9億5,292万4,000円の増額となっております。本年度予算額の財源内訳でございますが、国県支出金が4億6,590万7,000円、地方債8億5,580万円、その他3億5,452万円、一般財源19億2,474万9,000円となっております。

それでは、15ページをご覧ください。歳入の事項別明細書となっております。

まず、1款1項の村民税につきましては、前年度比217万円の減額となっておりますが、個人では370万円の減、法人では153万円の増額となっております。

2項固定資産税では、前年に比べて228万7,000円の増額となっております。

16ページでは、村たばこ税について249万9,000円の減額となっております。入湯税も126万5,000円の減額となっております。

17ページの中ほどにあります森林環境譲与税でございますが、前年比70万円の減となっておりますが、森林環境譲与税の内訳は市有林人工林面積割が50%、林業就業者割が20%で人口割が30%ということになっております。

そして、19ページの下から2番目の地方交付税でありまして、10億8,000万円は前年と同額となっております。

20ページ使用料及び手数料、総務使用料の1節田園プラザ使用料が4,910万4,000円となっております。

21ページでは観光使用料、観光スポーツ施設使用料、これは体育館・テニスコート・グラウンドゴルフ場の使用料が250万円、5の教育使用料では教育スポーツ施設使用料がスポーツ広場・国体記念館の使用料として50万円が計上されております。

22ページになります。14国庫支出金国庫補助金1の民生費国庫負担金でございますが、1節保

育所措置費負担金の子供のための教育・保育給付費負担金5,695万3,000円は、事業費の2分の1が国から負担金として入ってまいります。2分の1でございます。

同じく2の身体障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費等負担金2,386万5,000円についても、事業費の2分の1が国庫負担として入ってまいります。

5節児童手当交付金でございますが、被用者ゼロ歳から3歳未満479万7,000円でございますが、これは45分の37が国の負担金です。45分の37。その下の被用者3歳から小学校就学前非被用者特例給付は6分の4が国の負担金となっております。

23ページ中ほど衛生費国庫補助金でございますが、1保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,095万1,000円は、事業費の全てが国からの補助金で賄われます。

一番下にあります土木費国庫補助金でございますが、社会資本整備総合交付金4,281万円でございますが、内訳といたしますと橋梁点検費に627万円、橋梁補修費に1,254万円、除雪費に400万円、除雪機購入費に2,000万円が内訳となっております。

24ページの一番下であります。県支出金の子供のための教育・保育給付費負担金2,599万2,000円、これは先ほどの国が2分の1、ここでは県が4分の1の補助を負担いたします。

同じく障害者自立支援給付金につきましても、事業費の4分の1が負担金として交付されます。

25ページの中ほどにあります児童手当県負担金でございますが、45分の4が県の負担金、その下の被用者から特例給付までの3項目については6分の1が県の負担金の割合となっております。

そして、26ページになります。26ページの一番下の欄の農林水産業費県補助金でございますが、まずここにあります小規模農村整備事業補助金675万円でございますが、令和3年度は小規模農村整備事業3地区を予定しております。

続いて、中山間地域等直接支払交付金477万2,000円は、川場村内5地区で協定が締結されております。

世界で戦えるこんにやく総合対策事業補助金、これは噴霧スプレーヤーの購入補助100万円を計上してあります。

多面的機能支払交付金1,312万2,000円、これは村内8地区ありますが、天神地区以外の全ての地区が天神地区以外の全ての地区が何らかの活動をしているということでございます。

そして、その一番下の欄の農地耕作条件改善事業交付金5,744万円は、上宿原の土地改良事業によるものです。

27ページでございます。林業費補助金、中段に「ぐんま緑の県民基金」市町村提案型事業補助金、これは事業費の10分の10が交付されるもので、竹林整備や森林整備に活用されます。

その下の群馬県林業成長産業化地域創出モデル事業補助金3,125万円でございますが、これはキノコ生産施設整備に係る補助金でございます。

その下の県単林道改良事業補助金500万円、これは事業費の2分の1が交付されます。

群馬県持続的林業確立対策事業補助金636万6,000円は、林業機械の整備に対する補助金でございます。

29ページになります。17寄付金一般寄付金といたしまして1,543万7,000円、世田谷区からであります。

18基金繰入金でございますが、財政調整基金を2億2,430万円、ほたかの里基金繰入金を1,600万円、森林環境譲与税基金繰入金を600万円、役場庁舎整備基金繰入金1億7,340万円を見込んでおります。

30ページをご覧ください。30ページの一番上の欄に、前年度繰越金として5,602万6,000円を前年度繰越金としております。

31ページ雑入の下から2番目の欄に、ライスセンター指定管理者ということで令和3年度には300万円の入金が見込まれます。

32ページでございます。32ページの一番下の欄の村債につきましては、8ページの第3表で説明させていただきましたので、この場では割愛させていただきます。

33ページの自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されたことにより廃目でございます。

続いて、歳出にまいります。35ページをご覧ください。

歳出では、まず給料・職員手当・共済は事業ごとに計上しております。詳細につきましては、省略させていただきます。

まず議会費では、前年度比29万7,000円の減額となっております。

37ページ総務費一般管理費では、2,477万6,000円が前年度よりマイナス計上となっております。

40ページでございますが、40ページの10利用費の下から4行目あたりにタイムカプセル開封式ということで、これは2001年新世紀を迎えたときに、新世紀記念事業といたしまして文化会館前にタイムカプセルを埋設してございます。令和3年はそれを開封する年となっておりますので、ここで予算を計上させていただきました。

41ページ委託料の一番したに産業医委託料36万円ということで、今まで川場村役場では産業医を設けておりませんでした。令和3年度より産業医をお願いするということで、36万円を計上させていただきました。

43ページの上段の中ほどに、職員厚生費補助金ということで225万3,000円計上させていただきました。職員の人間ドックの補助金等でございます。

1枚はぐっていただきまして、44ページの一番上に12委託料といたしまして区長業務委託料180万8,000円が計上されておりますが、令和2年度は7の報償費で区長さんの報償費を手当し

ておりましたが、令和3年度より委託料ということで組替えをさせていただきました。

それから、47ページの上段の下から3行目にクライアントバリアフリーということで689万1,000円、これは役場の執務に使用しますノートパソコン75台分の借上料でございます。

またその下の工事請負費、防犯カメラ設置工事請負費ですが30万円、1台分を計上してあります。令和2年度はゼロ件でありました。

そして、48ページの24積立金でございます。その他基金積立金が6,180万円ございますが、内訳といたしましてはたかの里基金へ5,000万円、減債基金へ100万円、友好の森基金へ100万円、森林環境譲与税基金に980万円を予定しております。

49ページ需用費でございますが、上から2行目にふるさと納税特典経費1,740万円ございますが、ふるさと納税5,000万円見込んでおまして、その30%の返戻で1,500万円、それに送料の240万円を併せて1,740万円を計上してあります。

続いて、50ページでございます。50ページ12委託料中段下にふるさと納税事務一括代行ということで712万8,000円計上させていただきました。これは、ふるさと納税に係る仲介業者「さとふる」ですとか「ふるさとチョイス」ですとか、そういった業者の仲介手数料ということになっております。

51ページの下から2行目民間賃貸住宅家賃助成事業補助金131万1,000円、これは9棟分を見込んでおります。

そして、53ページでございます。7目村活性化推進費でございますが、この中に10の需用費といたしまして40周年記念式典関係経費ということでございますが、世田谷区と川場が相互協定を締結して40周年を迎えるということから、令和3年度には40周年の記念式典を開催する予定となっております。

そして、55ページでございます。同報無線維持管理費12委託料、無線施設保守点検業務委託料398万2,000円でございますが、例年より150万円ほど増額しております。その理由といたしまして、蓄電池を交換するということでございます。

続いて56ページになりますが、地域づくり事業費の中の1報酬、会計年度任用職員報酬ということで地域おこし協力隊4名分の報酬費をここで見込んでおります。また、その中の13使用料及び賃借料、民間賃貸住宅借上料ということで54万円、地域おこし協力隊員の住む住宅の借上料1棟分を予算化しております。

そして57ページの一番上でございますが、地域おこし協力隊起業支援補助金ということで令和2年度で地域おこし協力隊を卒業し、令和3年度に川場村内で起業する協力隊員への補助金でございます。

10防災諸費でございますが、12委託料地域防災気象情報システム運用委託料161万1,000円、これは例年より43万6,000円増額となっておりますが、雨量計の更新が令和3年度は入

っております。

11 新拠点構想推進費の中にあります12 委託料で、役場庁舎建設設計管理業務委託料は3,300万円、そして工事請負費といたしまして役場庁舎建設工事5億7,750万円、その下に新拠点構想用地購入費が4億円となっております。

そして、60ページをご覧ください。60ページの12 委託料の下から4行目になります。固定資産評価替えに伴う空中撮影及びデジタルオルソ作成業務委託料596万2,000円、税務課固定資産税で川場村内の空中写真を使っているわけですが、それが平成29年に撮影したものを現在使っておりまして、村内の状況が変わったことから令和3年度に空中写真を撮影いたします。

65ページをご覧ください。65ページでは、8目衆議院議員総選挙費といたしまして衆議院がこの秋に任期満了を迎えることから、選挙が行われることからここで予算措置をさせていただきました。

69ページの中ほどにあります27 繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金が2,873万8,000円、前年度より104万9,000円の減額となっております。

また、71ページの中ほど12 委託料でございますが、その中ほどに川場村社会福祉事業委託料1,333万1,000円計上させていただきました。これは、前年より100万円ほど増えているわけですが、災害ボランティア訓練などの事業量の増加により金額も増額いたしました。

そして、72ページでございます。72ページの27 繰出金後期高齢者医療特別会計繰出金が5,784万9,000円。前年より120万5,000円増額となっております。また、介護保険事業特別会計繰出金は7,429万8,000円で、前年度より16万9,000円の減額となっております。

そして大分飛んで申し訳ないですが、88ページでございます。88ページの一番下の欄に11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費といたしまして2,925万5,000円計上させていただきました。これにつきましては、過日全員協議会で担当課長より説明した内容となっております。

91ページの委託料では、2,766万3,000円を計上させていただきました。ここでは、主にゴミ処理の委託料が計上され艇わけですが、例年よりも93万5,000円増額となっております。

同様に、92ページの負担金補助及び交付金でございますが、沼田市外二箇村施設整備組合に2,200万1,000円の負担金となっておりますが、これは前年度よりも292万1,000円の増額となっており、ゴミ処理が近年増えているということがここから受け取れるかと思えます。

94ページでございます。12 委託料、農業振興地域整備計画策定業務委託料207万9,000円でございます。これは5年に1度の見直しを行わなければならないことから、令和3年度予算で計上させていただきました。

96ページにあります負担金補助及び交付金、下から6行目あたりに中山間地域直接支払交付金636万4,000円で、川場村内5地区で協定がなされているということでございます。

97ページの一番上にあります新規就農総合支援事業補助金125万円、これは10か月分の1名分でございます。

それから、99ページの土地改良総合事業費の12委託料でございます。小規模農村整備事業調査設計業務委託料が480万円、歳入のところで3地区を予定しているということを申し上げましたが、実施予定地区といたしまして天神前の水路、太郎平の農作業道、大原地区の農作業道、以上の3地区を予定しております。ここにあります上宿原土地改良事業調査設計・換地設計業務委託料は、これは新拠点構想地域内でございます土地改良事業によるものです。

そして、100ページでございます。史跡調査事業費12委託料、地域調査委託料594万円でございますが、これは新たに史跡調査地区を始めるものではなく、今まで遅延している地区の整備によるものです。新たに箇所を増やすものではございません。

それから、105ページをご覧ください。105ページでは、林業関係の補助金が示されておりますが、上から4行目の林業成長産業化地域創出モデル事業補助金2,500万円、これは川場産キノコ生産施設整備への補助金を見込んでおります。また、その下の群馬県林業木材成長産業化促進対策事業補助金636万6,000円でございますが、林業機械を整備する事業者への補助金となっております。その事業費の2分の1を補助するものとなっております。

治山林道費の委託料でございますが、林道維持管理委託料、これは主に草刈りの経費となっております。

2つ飛んで、14工事請負費は県単林道改良事業1,050万円、林道太郎線でございます。

それから、106ページでございます。商工費商工総務費の18負担金補助及び交付金の一番下の欄企業誘致奨励金668万5,000円でございますが、ニチレイの固定資産税相当額を補助するものでございます。交付条例によりまして3年間補助することになっておりまして、2年目となります。

そして、111ページ委託料でございますが、下から2行目観光PR動画制作委託ということで129万8,000円を計上してありますが、令和2年度で秋と冬の動画を制作しております。令和3年度では、春と夏分の動画を制作し川場村のホームページにアップし、川場村のPRにつなげていくということでございます。

その下にあります観光協会業務委託料でございますが、1,233万5,000円ですが例年ですと補助金ということで予算措置しておりましたが、令和3年度から委託料へ振り替えをいたしました。

そして、116ページでございます。116ページの14工事請負費1,570万円のうち1,470万円が、舗装補修等工事請負費ということになっておりますが、村道補修に280万円、除草に330万円、穴埋めに160万円、舗装補修に100万円、村道富士山線の補修に600万円を予定しております。

117ページの一番上の欄に、除雪機購入費ということで3,200万円を予定しております。これは、ロータリー除雪車の購入を予定しております。

そして、118ページの14工事請負費、上の欄の工事請負費でございますが、村道道路改良工事請負費500万円予算措置されておりますが、谷地生品線の附帯工事を予定しております。

橋梁費の委託料の定期点検委託料1,531万2,000円でございますが、これは15メートル級の橋梁を7地点予定しております。

そして、その下の14工事請負費橋梁補修工事請負費でございますが2,400万円、これは現在行っております谷地橋でございます。

119ページの一番上の欄の下水道事業特別会計繰出金1億5,491万9,000円でございますが、例年より1,451万9,000円増額となっております。理由といたしますと、現在1系統で処理しているところでございますが、近年処理量が増えましてそれを2系統動かすことによりまして、その増額となっております。

そして、127ページの一番下でございます負担金補助及び交付金でございますが、中学生海外派遣事業代替事業補助金ということで300万円、例年ですと中学3年生がアメリカスターバリー地域へ派遣されているわけですが、コロナ禍によりましてアメリカへの派遣は難しいということで、それに代わる事業費ということで300万円を計上しております。

そして136ページでございますが、中学校費の需要費中ほどに教科書改定指導書118万3,000円、続けて教科書改定教師用教科書130万7,000円ということで計上させていただいておりますが、令和3年度に中学校の教科書が前面改定されることから、ここに予算措置させていただきました。

そして、145ページでございます。145ページ中ほどにあります負担金補助及び交付金、世田谷・川場交流事業臨海学校補助金63万円でございますが、これは世田谷・川場交流40周年を記念した事業の1つとなっております、川場小学校の4年生・5年生の希望者40名を募集いたしまして、この事業を実施していくということで、40周年事業の単独事業ということで考えております。

そして、152ページをご覧ください。152ページでは、予備費として700万円を計上させていただきました。不測の事態に備えた予備費となっております。

詳細説明は以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由及び細部説明を終わります。

お諮りいたします。

日程第34、議案第30号 令和3年度川場村一般会計予算についての件から、日程第39、議案第35号 令和3年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第35号までの6件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（小菅秋雄君） 引き続き、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

予算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規定により本日の本会議終了後、特別委員会室において開催いたします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第35号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますので、ご了承願います。

お諮りします。議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解についての件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解についての件を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解について

○議長（小菅秋雄君） 追加日程第1、議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解について、提案説明を申し上げます。

本件の概要は、原告が平成9年に取得した土地が学校林の一部、お祭り広場であると主張し、所有権確認請求の訴訟が起こされ、川場村は昭和初期から学校林作業の集合場所としてお祭り広場を活用しており、原告の主張は認められないと反論いたしました。

前橋地方裁判所沼田支部において、令和2年8月29日に第1回口頭弁論が開催され、以降3回の弁論準備手続が行われ、裁判所から和解条項案が示されたので、同案により和解したいので提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第37号 所有権確認請求事件に関する和解についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月12日は、議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時25分散会